

セーフティ通信

H30. 6 . 13
(公社)北海道トラック協会
TEL (011) 511-9784
FAX (011) 521-5810

～一時停止は2度停止！車間距離は4秒間！～

ホームページ <http://www.hta.or.jp/>

健康起因事故の防止に向けた 健康管理の実施（依頼）

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、(公社)全日本トラック協会会長あてに、平成30年6月8日付(国自安第35号)、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」と題する通達が発せられ、これを受け、(公社)全日本トラック協会会長より当協会会長あてに同様の通達が発せられました。

通達によれば、本年6月1日、東京都の上野公園横の道路を走行中のバス運転者が意識を失ったことにより、バスが側壁に衝突する事故が発生し、また、6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバス運転者が意識を失ったことにより、バスがセンターポールを倒して対向車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作してバスを停車させた事故も発生しております。

こうしたことを踏まえ、トラック運送業界も一丸となって健康起因事故の再発防止に努めることが重要です。各会員事業者には、本趣旨をご理解のうえ、トラック運送業界の「健康起因事故防止マニュアル」等により、健康起因事故の防止に向けて健康管理を徹底してください。

- 1 健康起因事故と関係法令
- 2 定期健康診断の実施と有効活用
- 3 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策
- 4 運転業務に関するチェック項目
- 5 高齢者と女性の活用
- 6 点呼時に行う健康のチェック
- 7 社内で行う安全・衛生教育
- 8 ドライバーの生活習慣と予防のポイント

平成30年度 農薬危害防止運動

今般、北海道運輸局長より、当協会会長あてに、平成30年5月25日付(北総総第29号の2)、「平成30年度農薬危害防止運動の実施について」と題する通達が発せられました。

通達によれば、厚生労働省、農林水産省及び環境省では、関係省庁の協力の下に、毎年、農薬危害防止運動を実施し、農薬の安全かつ適正な使用についての啓発等に努めているところです。

本年も間もなく本格的な農薬使用の時期を迎えることから、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底するため、農薬危害防止運動実施要綱に基づいて全国的に運動を展開しております。

つきましては、当協会としても本運動の趣旨に賛同し、協力することから、各会員事業者にも搬送、使用等関係する際は、実施要綱に基づき他に危害・事故が発生しないようにご協力をお願いします。

尚、「平成30年度農薬危害防止運動の実施について」と題する通達は、当協会のホームページに掲載しておりますので確認・参照してください。

農薬危害防止運動の実施期間は原則として、平成30年6月1日から同年8月31日までの3カ月間ですが、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととしております。